

私 道 公 共 下 水 道 設 置 要 望 書

令和 年 月 日

要望対象の土地、高石市 丁目 番（以下「私道」という。）地先に私道公共下水道を設置することを要望いたします。要望するに際し、高石市私道公共下水道設置要綱第 5 条に記載されている要望者の義務を遵守するとともに、下記のとおり下水道布設工事に協力致します。

記

（要望者の義務）

- (1) 下水道法第 10 条第 1 項の規定により排水設備を設置すべき者は、速やかに水洗化工事を実施すること。
- (2) 南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、受益者は、受益者負担金を納付すること。
- (3) 私道公共下水道に他の公共下水道を接続する必要がある場合は、当該用地を使用することについて異議を申し立てないこと。
- (4) 当該私道に私道公共下水道施設の維持管理上障害となる工作物を設置しないこと。

（協力事項）

- (1) 工事の施工上やむを得ない振動、騒音等により生じる損害等について、市に賠償請求しないこと。
- (2) 工事期間中の自家用車等自動車の駐車場は各自で確保すること。

要 望 者 名 簿

住 所	氏 名	備考

※本人署名または記名押印